

福島県地域防災計画

(事故対策編)

修正案

新旧対照表

令和 3 年 月

【備考】

【改定前】

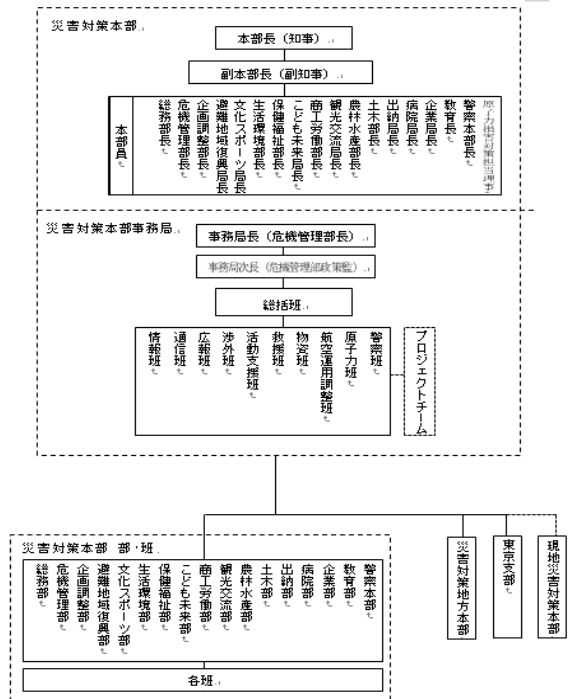
【改訂後】

目次 (略)

担当部署の記載について

- ・ 災害対策本部が設置される場合 (略)

災害対策事務局



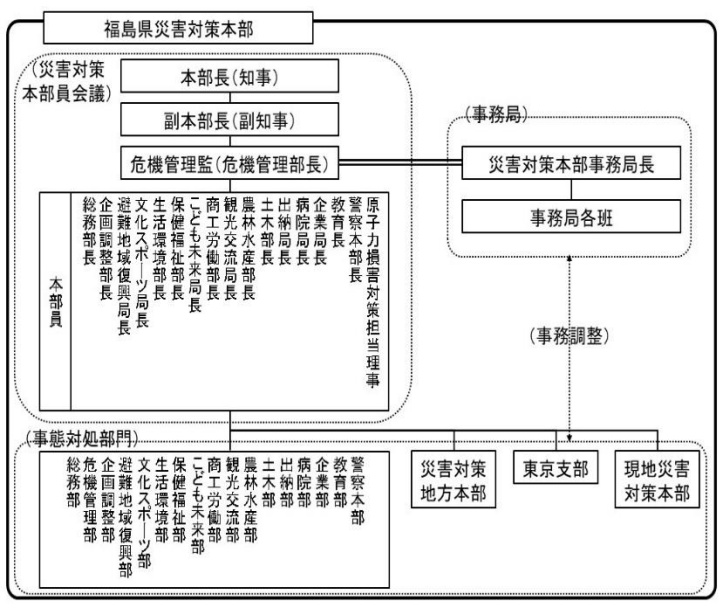
(略)

目次 (略)

担当部署の記載について

- ・ 災害対策本部が設置される場合 (略)

災害対策事務局



(略)

地域防災計画（一般災害対策編）の修正（令和3年 月）に伴う修正

【改定前】

【改訂後】

【備考】

<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 海上災害対策計画</p> <p>第1節 海上災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>第4 要配慮者対策</p> <p> 県(危機管理総室、生活環境総室、保健福祉部各総室)及び市町村は、「一般災害対策編第2章第9節 避難対策」及び「同章第16節 要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 海上災害応急対策計画</p> <p>第1 災害情報の収集伝達</p> <p>(略)</p> <p>2 沿岸市町及び防災関係機関のとりべき措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 沿岸市町及び沿岸消防本部から県(危機管理総室)への海上災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 <u>火災・災害等即報要領に基づく通報</u>」により連絡するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 海上災害対策計画</p> <p>第1節 海上災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>第4 要配慮者対策</p> <p> 県(危機管理総室、生活環境総室、保健福祉部各総室)及び市町村は、「一般災害対策編第2章第9節 避難対策」及び「同章第16節 要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、<u>介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 海上災害応急対策計画</p> <p>第1 災害情報の収集伝達</p> <p>(略)</p> <p>2 沿岸市町及び防災関係機関のとりべき措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 沿岸市町及び沿岸消防本部から県(危機管理総室)への海上災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 <u>報告系統-2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故</u>」及び「<u>同集 報告系統-7 海上災害</u>」により連絡するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>文言の修正</p> <p>県への連絡体制の変更に伴う修正</p>
--	---	-------------------------------------

【改定前】

【改訂後】

第3章 航空災害対策計画

(略)

第2節 航空災害応急対策計画

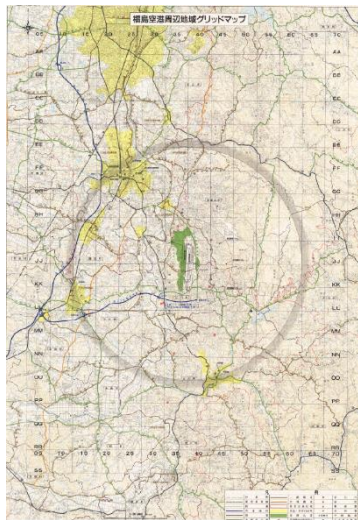
(略)

3 市町村及び防災関係機関のとりべき措置

(略)

(2)上記のほか、「第2章第2節第1 2 (2)」を準用するものとする。

(略)



第3章 航空災害対策計画

(略)

第2節 航空災害応急対策計画

(略)

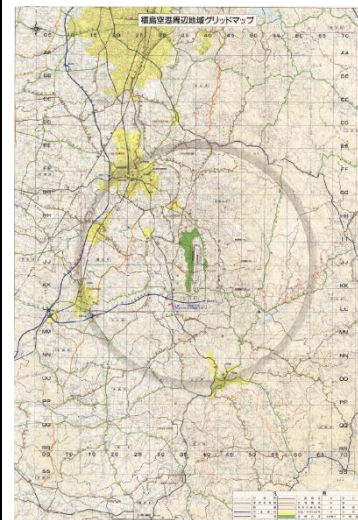
3 市町村及び防災関係機関のとりべき措置

(略)

(2)市町村及び消防本部から県（危機管理総室）への航空災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統-2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統-6 航空災害」により連絡するものとする。

(略)

別図2



県への連絡体制の変更に伴う修正

文言の修正

【改定前】

【改訂後】

【備考】

<p>第5章 道路災害対策計画 (略)</p> <p>第2節 道路災害応急対策計画 (略)</p> <p>3 市町村及び防災関係機関のとりべき措置 <u>このことについては、「第2章第2節第1 2」を準用するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第5章 道路災害対策計画 (略)</p> <p>第2節 道路災害応急対策計画 (略)</p> <p>3 市町村及び防災関係機関のとりべき措置 <u>(1) 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編第3章第3節災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。</u> <u>(2) 市町村及び消防本部から県（危機管理総室）への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統-2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>文言の修正</p> <p>県への連絡体制の変更に伴う修正</p>
---	---	-------------------------------------

【改定前】	【改訂後】	【備考】
<p>第6章 危険物等災害対策計画 (略)</p> <p>第1節 危険物等災害予防対策 (略)</p> <p>第2 危険物等施設の安全性の確保 (略)</p> <p>1 危険物</p> <p>(1) 事業者のとりべき措置</p> <p>事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編第2章第18節第1 危険物施設災害予防対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 高圧ガス</p> <p>(1) 事業者のとりべき措置</p> <p>事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編第2章第18節第3 高圧ガス施設災害予防対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、防災訓練の実施、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。</p>	<p>第6章 危険物等災害対策計画 (略)</p> <p>第1節 危険物等災害予防対策 (略)</p> <p>第2 危険物等施設の安全性の確保 (略)</p> <p>1 危険物</p> <p>(1) 事業者のとりべき措置</p> <p>事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編第2章第18節第1 危険物施設災害予防対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、<u>風水害に対する必要な措置の検討</u>、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 高圧ガス</p> <p>(1) 事業者のとりべき措置</p> <p>事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編第2章第18節第3 高圧ガス施設災害予防対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、<u>風水害に対する必要な措置の検討</u>、<u>防災訓練の実施</u>、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。</p>	<p>防災基本計画修正（令和2年5月）に伴う修正</p> <p>防災基本計画修正（令和2年5月）に伴う修正</p>

【改定前】

【改訂後】

【備考】

<p>(略)</p> <p>3 毒物・劇物</p> <p>(1) 事業者のとりべき措置</p> <p>事業者は、毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編 第2章第18節第4 毒物・劇物施設災害対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 火薬類</p> <p>(1) 事業者のとりべき措置</p> <p>事業者は、火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編 第2章第18節第2 火薬類施設災害予防対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する手帳制度に基づく再教育講習及び保安教育講習、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 危険物等災害応急対策計画</p> <p>第1 災害情報の収集伝達</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>3 毒物・劇物</p> <p>(1) 事業者のとりべき措置</p> <p>事業者は、毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編 第2章第18節第4 毒物・劇物施設災害対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、<u>風水害に対する必要な措置の検討</u>、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 火薬類</p> <p>(1) 事業者のとりべき措置</p> <p>事業者は、火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編 第2章第18節第2 火薬類施設災害予防対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、<u>風水害に対する必要な措置の検討</u>、<u>火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する手帳制度に基づく再教育講習及び保安教育講習</u>、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 危険物等災害応急対策計画</p> <p>第1 災害情報の収集伝達</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画修正（令和2年5月）に伴う修正</p> <p>防災基本計画修正（令和2年5月）に伴う修正</p>
---	--	---

【改定前】	【改訂後】	【備考】
<p>2 県及び警察本部のとりべき措置 (略)</p> <p>(3) 上記のほか、「第2章第2節第1 1 <u>県及び警察本部のとりべき措置</u>(4)及び(5)」を参照するものとする。</p> <p>3 市町村及び防災関係機関のとりべき措置 (略)</p> <p>(2) 市町村及び消防本部から県（危機管理総室）への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 <u>火災・災害等即報要領に基づく通報</u>」及び「同集 <u>火薬類・高圧ガス事故通報</u>」により連絡するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>2 県及び警察本部のとりべき措置 (略)</p> <p>(3) 上記のほか、「第2章第2節第1 1 (4)及び(5)」を参照するものとする。</p> <p>3 市町村及び防災関係機関のとりべき措置 (略)</p> <p>(2) 市町村及び消防本部から県（危機管理総室）への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 <u>報告系統—2 火災、危険物に係る事故・救助事故</u>」及び「同集 <u>報告系統—4 火薬類・高圧ガス事故通報</u>」により連絡するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>文言の修正</p> <p>県への連絡体制の変更に伴う修正</p>

【改定前】	【改訂後】	【備考】
<p>第7章 大規模な火事災害対策計画 (略)</p> <p>第1節 大規模な火事災害予防対策 (略)</p> <p>第2 大規模な火事災害防止のための情報の充実 (略)</p> <p>2 火災気象情報の伝達及び火災警報等 (1)福島地方気象台は、<u>気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、消防法第22条に基づき、その状況を直ちに県（危機管理総室）に通報する。</u> (略)</p> <p>第2節 大規模な火事災害応急対策計画 (略)</p> <p>2 市町村及び防災関係機関のとりべき措置 (略)</p> <p>(2)市町村及び消防本部から県（危機管理総室）への大規模な火事災害の緊急連絡は、「<u>情報連絡ルート集 火災・災害等即報要領に基づく通報</u>」により連絡するものとする。 (略)</p>	<p>第7章 大規模な火事災害対策計画 (略)</p> <p>第1節 大規模な火事災害予防対策 (略)</p> <p>第2 大規模な火事災害防止のための情報の充実 (略)</p> <p>2 火災気象情報の伝達及び火災警報等 (1)福島地方気象台は、<u>気象概況通報の一部として「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、「火災気象通報」を県（危機管理総室）に通報する。</u> (略)</p> <p>第2節 大規模な火事災害応急対策計画 (略)</p> <p>2 市町村及び防災関係機関のとりべき措置 (略)</p> <p>(2)市町村及び消防本部から県（危機管理総室）への大規模な火事災害の緊急連絡は、「<u>情報連絡ルート集 報告系統—2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故</u>」により連絡するものとする。 (略)</p>	<p>関係機関からの意見に伴う修正</p> <p>県への連絡体制の変更に伴う修正</p>

【改定前】

【改訂後】

【備考】

<p>第8章 林野火災対策計画 (略) 第2節 林野火災応急対策計画 (略) 2 市町村及び防災関係機関のとりべき措置 (略) (2) 市町村及び消防本部から県（危機管理総室）への林野火災の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 <u>火災・災害等即報要領に基づく通報</u>」により連絡するものとする。 (略)</p>	<p>第8章 林野火災対策計画 (略) 第2節 林野火災応急対策計画 (略) 2 市町村及び防災関係機関のとりべき措置 (略) (2) 市町村及び消防本部から県（危機管理総室）への林野火災の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 <u>報告系統－1 林野火災</u>」により連絡するものとする。 (略)</p>	<p>県への連絡体制の変更に伴う修正</p>
---	--	------------------------